（その１）

収支報告書

平成25 年分
（ 開催分）

（ふりがな）	あかまつひろたかこうえんかいれんごうかい
1 政治団体の名称	赤松広隆後援会連合会
2 主たる事務所の所在地	名古屋市中村区黄金通4-12
（アパート・マンション名）	
3 代表者の氏名	（姓）小鹿　（名）實
4 会計責任者の氏名	（姓）岩佐　（名）勉
事務担当者の氏名	（姓）松浦　（名）政子
（電話）	052-483-6667
（電話）	
（電話）	

愛知県 選挙管理委員会 26.5.30 第　号

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）赤松　（名）広隆
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	3,717,872
（前年からの繰越額）	50,272
（本年の収入額）	3,667,600
支　出　総　額	3,715,425
翌年への繰越額	2,447

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	新年のつどい	2,867,600	H25.1.6ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋
2	盆踊り大会協賛広告	800,000	H25.8.23　飯田女学院グラント
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	3,667,600	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費			
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費			
(4) 事務所費	70,000		
小計	70,000	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	253,400		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,392,025	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	3,392,025		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	3,645,425	0	
合計	3,715,425		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	税理士報酬	70,000	H25/5/7	佐藤　泰	名古屋市千種区新西1-5-31	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	70,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	食事代	110,250	H25/1/26	よつめ寿司	名古屋市中川区愛知町2-3	
2	食事代	143,150	H25/3/8	美よし	名古屋市中村区則武2-16-3	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	253,400				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費 新年のつどい	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	飲み物代	74,776	H25/1/5	酒やﾋﾞｯｸ鳥森店	名古屋市中川区松葉町2-49	
2	宴会代	2,489,041	H25/2/5	ANAｸﾗｳﾝﾌﾟﾗｻﾞﾎﾃﾙｸﾞﾗﾝｺｰﾄ名古屋	名古屋市中区金山町1-1-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	4,599				
	合計	2,568,416				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費 盆踊り大会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	新聞折込代	81,506	H25/8/16	株式会社中日総合ｻｰﾋﾞｽ本社	名古屋市中区松原1-2-22	
2	お茶菓子代	18,275	H25/8/17	有限会社たつや	名古屋市西区新道2-5-1	
3	飲み物代	29,760	H25/8/20	株式会社ﾄﾞﾝｷﾎｰﾃ	東京都目黒区青葉台2-19-10	
4	賞品代	40,214	H25/8/20	株式会社ﾄﾞﾝｷﾎｰﾃ	東京都目黒区青葉台2-19-10	
5	やぐら組立代	100,000	H25/8/22	全建愛知中村支部	名古屋市中村区五反城町6-11	
6	踊り指導料	50,000	H25/8/23	吉村豊佳	名古屋市中村区名駅5-14-4	
7	食事代	28,350	H25/8/23	わいん	名古屋市中村区二ツ橋3-39	
8	ﾋﾞｰﾙｻｰﾊﾞｰ代	29,000	H25/8/24	加藤芳英	名古屋市中村区太閤通6-27	
9	音響設備ﾚﾝﾀﾙ料	38,430	H25/8/24	近藤産興株式会社	名古屋市南区浜田町1-10	
10	うちわ代	70,560	H25/8/29	株式会社愛英	名古屋市中川区八熊3-13-6	
11	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ代	25,000	H25/8/30	ﾊﾊﾔｸﾘｰﾆﾝｸﾞ	北名古屋市九之坪竹田8-1	
12	印刷代	94,500	H25/9/4	ﾏﾂﾀﾞﾀｲﾌﾟ	名古屋市昭和区車田町2-203	
13	電気工事代	149,100	H25/9/27	株式会社中切電機	名古屋市北区浪打町2-69-1	
14						
	その他の支出	68,914				
	合計	823,609				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑ 1　領収書等の写し

☐ 2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年5月30日

政治団体の名称　赤松広隆後援会連合会

会計責任者の氏名　岩佐　勉　

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成26年5月26日

赤松広隆後援会連合会
代表　小鹿　實　殿

登録政治資金監査人　中野修光
登　録　番　号　第　579　号
研修修了年月日　平成21年3月25日

1　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、赤松広隆後援会連合会の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、赤松広隆後援会連合会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

赤松広隆後援会連合会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、赤松広隆後援会連合会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上